

登録政治資金監査人各位

総務省政治資金適正化委員会事務局

令和 7 年度政治資金監査に関する研修（登録時研修（リモート研修））の
実施について（周知）

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご理解とご協力を賜り、
誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、政治資金規正法第 19 条の 27 第 1 項の規定により、登
録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得するための研修である政治資
金監査に関する研修（登録時研修）を実施しております。

登録時研修の方法については、実際の会場で実施する集合研修、当委員会事
務局にお越しいただいて実施する個別研修、インターネットを利用したリモ
ート方式による研修（以下「リモート研修」という。）がありますが、このうち
リモート研修について、下記のとおり実施しますので、ぜひご参加いただきま
すようお願いいたします。

- 政治資金規正法の規定により、登録政治資金監査人が政治資金監査を行うためには、この研修を修了しなければなりません。
- この研修を修了していない登録政治資金監査人におかれては、研修を受講していただきますようお願いいたします。
- 各士業団体が実施する政治資金監査制度に関する研修等は、この研修とは異なるので注意してください。

記

1 登録時研修の対象者

政治資金規正法第 19 条の 18 第 1 項の規定による登録を受けた登録政治資
金監査人のうち、同法第 19 条の 27 第 1 項の規定による研修（登録時研修）
を修了していない者

2 リモート研修の実施方法

業務委託先（株式会社プロシーズ）が提供する e ラーニングシステム
（Learning Ware）を利用し、登録時研修の対象者のうち受講申込があった者
に対し、集合研修及び個別研修の講義と同内容の資料及び映像・音声データ
を組み込んだ動画をオンデマンド配信する。受講者は、当事務局より指定さ
れた受講可能期間内に、自宅等のパソコンを使用し、インターネットを通じ
て当該 e ラーニングシステムに自らアクセスの上、動画の視聴等を行う。

3 研修の内容

政治資金監査に関する具体的な指針 等（２時間３０分程度）

4 実施期間等

- ・実施期間：令和７年９月２２日（月）～ 令和８年１月２０日（火）
- ・申込期限及び受講可能期間（研修月ごとに先着順受付）

研修月	10 月期	11 月期	12 月期	1 月期
申込期限	9 月 1 日（月）	9 月 30 日（火）	10 月 31 日（金）	12 月 1 日（月）
受講可能 期 間	9 月 22 日（月） ～10 月 20 日（月）	10 月 21 日（火） ～11 月 20 日（木）	11 月 21 日（金） ～12 月 19 日（金）	12 月 22 日（月） ～1 月 20 日（火）

※ 7 に記載の事前申込みによる受講登録が完了しましたら、その旨を電子メールによりご案内します。その後、研修手数料 6 千円の収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書を郵送でご提出いただきます（政治資金監査研修申込書の提出期限は別途ご連絡します。）。

※ 申込みの時期や状況によって、研修月における受講可能期間の初日までに受講登録が完了しない場合があります（その場合、受講登録が完了した日から受講可能となります）。

※ 研修月ごとに受講者数の定員があり、定員を超過した場合はその月の受講はできません。

※ 申込期限後であっても各月の定員を超過していない場合には受講が可能な場合がありますので、下記連絡先までお問い合わせください。

5 研修手数料

6 千円（受講申込の際、収入印紙により納付していただきます。）

6 受講に必要な機材、環境

- ・パソコン
（OS：Windows10 以上、CPU：Celeron1GHz 以上又は CoreDuo1.66GHz 以上）
- ・上記パソコンで利用できる Web カメラ（内蔵、外付けは問わない）
- ・インターネットに接続できる環境
（回線速度：下り 512kbps 以上、上り 256kbps 以上、ブラウザ：Microsoft Edge（最新版）、Firefox（最新版）、Google Chrome（最新版））

7 申込方法

4 に記載の各研修月の申込期限までに、政治資金適正化委員会のホームページより様式「政治資金監査に関する研修事前申込書」（別紙参照）をダウンロードし、必要事項を入力の上、政治資金適正化委員会事務局（tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp）あてに電子メールにより提出してください。

（総務省政治資金適正化委員会・受講申込書掲載先 URL
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/seiji_shikin_kansa.html）

8 研修修了証書の交付

研修を修了された方に対しては、当事務局における受講状況の確認後、研修修了証書を郵送します（10 月期分は 11 月上旬、11 月期分は 12 月上旬、12 月期分は 1 月上旬、1 月期は 2 月上旬の予定。）。

○ リモート研修に係る手続き及び実施の流れは次のとおりです。

1	申込期限まで	研修実施方法のご確認・研修事前申込書の送付(メール)
↓		
2	事務局における研修事前申込書による受講登録後	事務局からの「政治資金監査研修申込書提出依頼」を受信(メール)し、収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書を事務局へ送付(郵送)
↓		
3	事務局における政治資金監査研修申込書確認後	研修テキスト等の受領(郵送)
↓		
4	研修受講可能期間前	受講に必要な ID 等の受信(メール)
↓		
5	研修受講可能期間中	研修の受講
↓		
6	研修受講後	研修修了証書の受領(郵送)

9 受講登録後の受講者への連絡、教材の送付について

- ・ 研修事前申込書による受講登録の完了後、本研修に関する連絡は、「tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp」、「Kansa_kensyu@soumu.go.jp」又は「no-reply@learning-ware.jp」のメールアドレスから送付しますので、迷惑メール設定や受信拒否設定をしている場合は、受信できるように設定してください（受講に関する詳細な内容について連絡する予定ですので、必ず受信できるようにしてください。）。
- ・ 教材は、「政治資金監査に関する研修テキスト」及び「政治資金監査関係法令集」を使用します。研修テキスト等は、研修手数料 6 千円分の収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書のご提出を確認した後、郵送します。

10 研修受講時における顔写真の撮影について

本研修では、適正に研修が受講されていることを確認するため、受講開始時及び動画視聴中、受講者の顔写真を Web カメラにより複数回撮影し、当事務局において受講者及び受講状況を確認します。

本研修に係る個人情報の取り扱いについては、下記 11 のとおりです。

11 個人情報の取扱いについて

本研修は、総務省政治資金適正化委員会が、業務委託先へ委託し、実施するものです。

本研修を実施するため、当委員会が業務委託先へ提供し又は業務委託先が

取得する受講者の個人情報については、別紙「個人情報の取扱いについて」のとおり適切に管理します。取得した受講者の個人情報は本研修以外の目的で使用しません。

なお、本研修の受講希望者は、本研修に係る事前申込みをもって、別紙「個人情報の取扱いについて」に記載の事項に同意したものとします。

研修受講等に関してご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]

総務省政治資金適正化委員会事務局

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電 話：03-5253-5598（直通）

Email：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

個人情報の取扱いについて（登録時研修）

リモート研修の方式により行う政治資金監査に関する研修（以下「研修」という。）は、総務省政治資金適正化委員会（以下「委員会」という。）が、株式会社プロシーズ（以下「業務委託先」という。）へ委託し、実施するものです。

研修を実施するため、当委員会が業務委託先へ提供し又は業務委託先が受講者から取得する、受講者の個人情報の取り扱いについては、下記のとおり適切に管理いたします。

1. 個人情報の取扱いに関する当委員会及び業務委託先の基本姿勢等	○ 当委員会は、法令等に則り、適切な保護措置（業務委託先に対する監督等を含む。）を講じ、厳重に管理します。 ○ 当委員会は、研修を実施するため、業務委託先に対し受講者の氏名及び電子メールアドレスを提供します。 ○ 業務委託先は、研修を実施するため、受講者の顔写真を撮影し画像データを保存します。当該画像データは当委員会が閲覧します。 ○ 業務委託先は、当委員会から提供された又は業務委託先が受講者から取得した個人情報について、法令及び総務省との契約に則し、適切な保護措置を講じ、厳重に管理します。
2. 個人情報の利用目的	○ 研修を実施するために当委員会及び業務委託先が取得した個人情報は、受講者の本人確認、受講者による受講状況の把握、研修実施のために必要な受講者に対する連絡、不具合対応その他研修実施のために必要な作業のために使用します。
3. 個人情報の利用者の範囲	○ 研修を実施するために当委員会及び業務委託先が取得した個人情報は、当委員会及び業務委託先において利用します。なお、契約に基づき、業務委託先が当委員会の承認を受けて再委託を行う場合を除き、当該個人情報を第三者へ提供する予定はありません。
4. 個人情報の利用終了後の措置	○ 業務委託先が取得し、保存した顔写真の画像データについては、当委員会において受講者の本人確認及び受講者による研修受講が完了したことを確認した後、当委員会が廃棄（業務委託先が保存している画像データの削除）いたします。当該廃棄後、業務委託先に画像データは保存されません。 ○ 当委員会が業務委託先へ提供した受講者の氏名及び電子メールアドレスについても同様です。 ○ 上記のほか、業務委託先は、契約期間終了後、研修実施のために用いたすべての情報、データを廃棄（削除）します。
5. 個人情報に関するご連絡先	総務省政治資金適正化委員会事務局 電話：03-5253-5598